

議案第 32 号

大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 125 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

| 基本使用料         |                  |                   | 加算料                         |
|---------------|------------------|-------------------|-----------------------------|
| 使用時間<br>施設の名称 | 午前<br>9:00～12:00 | 午後<br>13:00～17:00 | 冷暖房料                        |
| ふれあい広場        | 700円             | 900円              | 基本使用料に 100 分の<br>50 を乗じて得た額 |
| 自主活動室（洋室）     | 200円             | 300円              |                             |
| 会議室           | 200円             | 300円              |                             |

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料」という。）を一人につき 1,000 円に消費税等相当額を加算した額以上徴収する場合は、基本使用料に 100 分の 100 を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる 2 種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前的大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。